

○経済産業省告示第百二十一号

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための特定計量器検定検査規則の特例に関する省令（令和二年経済産業省令第五十二号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、同項の経済産業大臣が定める期間を次のように定める。

令和二年五月二十九日

経済産業大臣 梶山 弘志

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための特定計量器検定検査規則の特例に関する省令（令和二年経済産業省令第五十二号）第二条第一項及び第二項の規定に基づく経済産業大臣が定める期間は、計量法（平成四年法律第五十一号）第十六条第一項第三号の検定証印等及び同法第七十五条第二項の装置検査証印の有効期間の満了する年月が、令和二年四月から同年七月までのものは、それぞれの当該年月から六月間とする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。